



® 平成31年 4 月 8 日 (月)

No. 14907 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [東京地裁] [上]……………(1)

主要判決全文紹介

《東京地方裁判所》

特許権侵害差止請求事件

(「洗濯用ネット」特許権(特許第3523141号)侵害、同差止請求事件) [上] (全2回)

—平成29年(ワ)第22041号、平成30年10月19日判決言渡—

「洗濯用ネット」特許権(特許第3523141号)を有する原告は、その構成要件を、構成要件B(引き手にはそれ(スライド)より大きく摘みやすい逆台形状のリング形状を有し、かつ合成樹脂またはゴム材で形成された拡大把持体を設け)、構成要件C(開口部の閉口端には、閉口された状態において、スライドと引き手と拡大把持体とで構成されるスライド構成体を10~50%露出させ)、構成要件D(かつ少なくともスライドの肩部が露出し)、構成要件E(拡大把持体が収まった状態になるように覆うカバー体を設け)に分節した点に付き、判決は、被告が製造販売する製品目録記載の被告製品1ないし16は、構成要件B、C及びEを充足していないと判示し、原告が主張する特許権侵害及び同差止め請求を認めないとし、ま

鎌田特許事務所

所長 弁理士 鎌田 直也

〒542-0073 大阪市中央区日本橋1丁目18番12号
TEL.(06)6631-0021 FAX.(06)6641-0024



た損害賠償金及び遅延損害金の支払の請求を認めないとして、原告の請求を棄却した事例である。

第 1 裁判所の判断

1 本件発明の概要及び意義

(1) 本件明細書 (甲 2) には、以下の記載がある。

(記載を省略)

2 争点についての判断

(1) 争点 1 - 1 (構成要件 B の充足性) について

原告は、被告製品の把持体外側の外郭部分全体の形状は「逆台形状」であるから、構成要件 B を充足すると主張する。

構成要件 B の「逆台形状」の意義に関し、本件明細書の段落【0008】、【0018】、【0023】、【0024】には、本件発明の把持部 12 が「逆台形形状」である旨の記載があるが、その形状の定義や意義についての記載は存在しない。そこで、一般的な用法を参酌すると、広辞苑第六版 (乙 1) には、「台形」とは「一組の対辺が平行な四辺形」であると記載され、かつ、上底が下底より短い四辺形の図が掲載されている。これによれば、「逆台形」とは、「上底が下底より長く一組の対辺が平行な四辺形」をいうと解するのが相当である。

このような理解に立って本件明細書の「被告製品の把持体、本件明細書の【図 2】 5 頁」の図 2 に図示された把持部をみると、その上部 (引き手から遠い部分を「上部」、引き手に近い部分を「下部」という。) の直線が下部の直線より長く、その側辺が直線状であるので、本件明細書における「逆台形状」という語の意義は、上記の一般的な用法に沿うものであると認められる。

他方、証拠 (甲 3) によれば、被告製品の把持体 (後記第 3 の 1 (1) [被告の主張] 中の「被告製品の把持体、本件明細書の【図 2】 5 頁」の「被告製品の把持体」の赤線で囲まれた部分) は、下底は直線状であるものの、下底から上部に向かう側辺は全体が曲線であり、把持体の中央部分で最大幅となり、その後、上部に向かい先端部に行くほど幅が狭くなっている上、上底も直線状ではなく台形形状である旨の記載があるが、その形状の定義や意義についての記載は存在しない。そこで、一般的な用法を参酌すると、広辞苑第六版 (乙 1) には、「台形」とは「一組の対辺が平行な四辺形」であると記載され、かつ、上底が下底より短い四辺形の図が掲載されている。これによれば、「逆台形」とは、「上底が下底より長く一組の対辺が平行な四辺形」をいうと解するのが相当である。

このような理解に立って前記図 2 に図示された把持部をみると、その上部 (引き手から遠い部分を「上部」、引き手に近い部分を「下部」という。) の直線が下部の直線より長く、その側辺が直線状であるので、本件明細書における「逆台形状」という語の意義は、上記の一般的な用法に沿うものであると認められる。

他方、証拠 (甲 3) によれば、被告製品の把持体 (後記第 3 の 1 (1) [被告の主張] 掲記の「被告製品の把持体、本件明細書の【図 2】 5 頁」中の「被告製品の把持体」の赤線で囲まれた部分) は、下底は直線状であるものの、下底から上部に向かう側辺は全体が曲線であり、把持体の中央部分で最大幅となり、その後、上部に向かい先端部に行くほど幅が狭くなっている上、上底も直線状ではなく、曲線から構成されていることが看取される。そうすると、被告製品の把持体は、平行な対辺もなく四辺形でもないことから「逆台形状」ということはできず、むしろ「楕円形状」というべきである。

これに対し、原告は、「逆台形状」の「状」とは、「…のような形である」の意味であるから、本件発明の「逆台形状」は必ずしも正確な「逆台形」に限られないと主張する。しかし、被告の把持体が厳密な意味での「逆台形状」の定義を満たすことは要しないとしても、少なくとも、逆台形としての基本的な形状は備えていることを要すると解されるところ、被告製品の把持体は、側辺及び上部が